ナフタレンの特殊健康診断について(案)

1. 経緯

「化学物質のリスク評価検討会」(座長 名古屋俊士 早稲田大学理工学術院教授) において、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーについてのリスク評価を行った結果、両物質について、健康障害防止措置等の検討を行うべきとされた。

また、平成 25 年度委託事業「職場における化学物質のリスク評価推進事業」の中で開催された「化学物質の健康診断に関する専門委員会」(座長 櫻井治彦 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター技術顧問) においては、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーに係る特殊健康診断の必要性の有無及び健康診断項目について検討が行われた。

- 2. ナフタレンの特殊健康診断(案) ナフタレンの特殊健康診断について、次のとおりとしてはどうか。
 - (1)健康診断の期間 雇入れ時、配置換えの際及び6月以内ごとに1回定期に行う。
 - (2)健康診断項目
 - [一次健康診断項目]
 - ア 業務の経歴の調査
 - イ 作業条件の簡易な調査(※)
 - ウ ナフタレンによる眼の痛み、流涙、眼のかすみ、眩しさ、視力の低下、 せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の 他覚所見または自覚症状の既往歴の有無の検査
 - エ 眼の痛み、流涙、眼のかすみ、眩しさ、視力の低下、せき、たん、咽 頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の他覚所見または自覚症状の 有無の検査
 - オ 尿潜血の検査
 - カ 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

※作業状況の簡易な調査とは、前回の健康診断実施時からの作業状況の変化、ナフタレンの環境測定値、作業時間、ばく露の頻度、ナフタレン(発生源)からの距離、保護具の使用状況をさす。

[二次健康診断項目]

ア 作業条件の調査

- イ 医師が必要と認める場合に実施する項目
 - 1 赤血球数等の赤血球系の血液検査(網状赤血球数の検査を含む)、血清間接ビリルビンの検査
 - 2 視力検査、細隙灯顕微鏡検査、眼底検査、視野検査等の眼科的 検査
 - 3 尿中ヘモグロビンの有無の検査
 - 4 尿中の 1-ナフトールおよび 2-ナフトールの量の測定